介護サービスの利用手続き

ここが変わります！

問 金屋庁舎　長寿支援課

日常生活で困ったことがある65歳以上の人など

役場へ相談
吉備庁舎住民課・金屋庁舎長寿支援課・地域包括支援センター・清水行政局住民福祉室で受け付けています。

※「要介護認定申請」と「総合事業対象者確認申請」では使える介護サービスが異なります。役場の窓口で相談して、どちらにするか決定してください。

要介護認定申請

要介護認定調査を受ける
役場から調査員が訪問

- 要介護1～5
- 要支援1・2
- 非該当

総合事業対象者確認申請

総合事業対象者確認調査
役場から調査員が訪問

- 生活機能の低下が見られる人
- 自立した生活が送れる人

ケアマネジャーと相談

- 介護保険の「介護サービス」が利用可能
- 介護保険の「介護予防サービス」および「総合事業のサービス事業」が利用可能
- 「総合事業のサービス事業」が利用可能
- 地域の体操教室やサロンなどをご案内